

新型コロナウイルス感染症にかかる報酬請求について

1. (全サービス) 代替的支援について

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため欠席を希望し、利用児童又は保護者(以下、「利用児童等」)が希望する場合、電話やオンライン等による支援により、児童の健康管理や相談支援等の可能な範囲での支援を提供した場合、通常と同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

実施にあたっては以下について、実地指導等で証明できるよう記録を残してください。

- ・ 電話やオンラインによる支援を利用児童・保護者が希望していること。
- ・ 代替的支援の内容、代替的支援により通常のサービスと同様に利用者負担が発生することについて保護者に説明し、同意を得ていること。
- ・ 支援日時、支援方法、具体的な支援内容を記録すること。

【注意】

- ・ 新型コロナウイルス感染予防と関係のない事由の場合は、報酬算定することができません。
- ・ コロナの影響で通所の代わりとして支援するため、通所を想定していない児童(例：相当遠方に住む児童に対しオンラインのみの支援する場合など)は報酬算定の対象とはなりません。
- ・ 利用児童等が支援を求めている場合、通常の利用者負担が発生することについて保護者の同意を得ていない場合は算定できません。
- ・ 単なる欠席連絡にとどまる場合は、代替的支援と扱うことはできません。
- ・ 代替的支援を通常に通所日と異なる日に行ったことで、他事業所の通所日と重複した結果、いずれかの事業所しか報酬算定ができないトラブルが発生しています。「**障害児通所支援事業所のサービス提供の重複を避けるための対応方針について(令和2年5月7日西宮市法人指導課長事務連絡)**」を参考に、支援実施前に当該児童が利用する他事業所と連携をとっていただくようお願いします。

2. (放課後等デイサービス) 報酬単価について

学級閉鎖や分散登校の影響があった児童に対しサービスを提供した(代替的支援含む)際の報酬単価(授業終了後単価又は学校休業日単価)については、「**西宮市指定障害児通所支援 Q&A(令和4年2月28日版)**」をご確認ください。

当該児童が学級閉鎖の影響があったか確認する際は、学校から保護者に届いた連絡メール等を確認することとし、直接学校に問い合わせることは控えてください。

その他、臨時的な報酬算定の取扱いについて、「**新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて(令和3年9月22日版)**」(令和3年9月22日厚生労働省事務連絡)をご確認ください。

通知の掲載場所：西宮市ホームページ「**新型コロナウイルス感染症防止のための社会福祉施設等の対応について**」(ページ番号 16881142)